

第 7 章 乗車変更等の取扱い

第 1 節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第 99 条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。ただし、旅客運賃の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取り扱う。

3 列車内における取扱いは、最近の駅員配置駅において取り扱うことがある。

(払いもどし請求権行使の期限)

第 100 条 旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券発行日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合の既収額)

第 101 条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃・料金を收受しているものとして收受又は払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取り扱う。

第 2 節 乗車変更等の取扱い

第 1 款 通 則

(乗車変更の種類)

第 102 条 旅客がその所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車に必要とする場合に当社が取り扱う変更（以下「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

(1) 旅行開始前又は使用開始前に申出があった場合

乗車券変更

(2) 旅行開始後又は使用開始後に申出があった場合

ア 区間変更

イ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第 103 条 乗車変更の取扱いは、その変更が開始される駅の属する券片に限って行う。
ただし、第 107 条に規定する乗車券変更については、変更開始駅は制限しない。

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第 104 条 区間等に制限のある割引乗車券又は回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第 105 条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間とする。

(別途乗車)

第 106 条 旅客が乗車変更を請求した場合において、その所持する乗車券が乗車変更の扱いについて制限のあるものであるとき、又は旅客運賃計算の打ち切り等によって旅客の希望するとおりの変更の扱いができないものであるときは、その扱いを行わない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

第 2 款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の扱い

(乗車券変更)

第 107 条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券から同種類の他の乗車券に変更（以下「乗車券変更」という。）することができる。

2 乗車券変更の扱いを行う場合においては、変更前の乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と変更する乗車券に対する旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

3 前項の規定により旅客運賃の計算をする場合、原乗車券が割引のものであるときは、実際に乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

- 第108条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅について、当該着駅を超えた駅への変更（以下「区間変更」という。）をすることができる。
- 2 前項の場合において、原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(団体乗車券変更)

- 第109条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け1回に限って、区間変更又は乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限って取り扱う。
- 2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員又は変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃を収受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。
- (1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃の計算方法は、前条第2項の規定を準用する。
- (2) 乗車列車の変更の取扱いをする場合の旅客運賃は、乗車区間に変更のない限り収受しない。

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

- 第110条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払いもどしの取扱いを受けた場合は、すでに提出した割引証等の返還を請求することができない。

(旅客運賃の払いもどしをしない場合)

- 第111条 旅客は第62条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

(払いもどし手数料)

第 112 条 旅客は、当該乗車券類の払いもどしを請求する場合、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。ただし、列車の運行不能等、当社の責めに帰する事由により払いもどしする場合は、手数料を収受しない。

第 2 款 乗車券類の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第 113 条 旅客が、次の各号の 1 に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除き、乗車券に入缺を受けないで乗車したとき。
- (3) 第 74 条の規定によって無効となる乗車券(偽造の乗車券を含む)で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み又はその取集めの際に引渡ししないとき。

2 前項の場合、旅客が第 74 条第 1 項第 6 号の規定により無効となる 2 以上の回数乗車券で乗車したときは、当該回数乗車券の券面に表示された区間と区間外とを通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃増運賃を当該旅客から収受する。

3 団体旅客がその乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第 4 項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第 1 項の規定による旅客運賃及び増運賃をその団体申込者から収受する。

4 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車し又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第 74 条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけをその団体申込者から第 1 項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

(定期乗車券の不正使用の旅客に対する旅客運賃の収受)

第 114 条 第 75 条第 1 項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合(同条第 2 項において準用する場合を含む。)は、当該旅客から次の各号により普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 第 75 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの 1 に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日(第 5 号に該当する場合で効力の実発生した日が異なるときは、発見日に近い日)から同項第 7 号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第 8 号に該当する場合はその発売日から同項第 9 号に該当する場合は、その有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間(同項第 5 号の場合は各定期乗車券の券面に示された区間と区間外とを合わせた区間)を、毎日 1 往復(又は 2 回)ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃を収受する。

- (2) 第 75 条第 1 項第 6 号に該当する場合であつて、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間とその区間外とを通じた区間を往復乗車したのものとして計算した普通旅客運賃を収受する。
- (3) 第 75 条第 1 項第 6 号に該当する場合であつて普通乗車券を使用したとき及び同項第 10 号から第 12 号までの 1 に該当する場合は、乗車した区間に対する普通旅客運賃を収受する。
- 2 前項の規定は、他の運輸機関等が発行した乗車証又は証明書等であつて、これを呈示すれば当該運輸機関等が運行する列車に乗車できるものを使用したときに準用する。この場合、当該乗車証等の効力が発生した日から当該旅客の乗車駅からの区間を毎日 1 往復ずつ乗車したのものとして計算した普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃をあわせて収受する。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方法)

第 115 条 第 113 条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅(出発駅の異なる 2 個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。また、接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかになったときは、その接続列車の出発駅)から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(料金券の無札及び不正使用の旅客に対する料金・増料金等の収受)

第 116 条 料金は、第 113 条の規定を準用する。

第 3 款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱い)

- 第 117 条 旅客が旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であつて、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については、第 113 条又は第 115 条の規定による旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金のみを収受して、増運賃及び増料金は収受しない。
- 2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客はこの限りでない。
- 3 第 1 項ただし書き及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券類(定期乗車券及び回数乗車券を除く)を紛失した場合に準用する。

（再収受した旅客運賃・料金の払いもどし）

第 118 条 前条の規定により普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とを最寄り駅に差出で、発見した乗車券類に対し払いもどし手数料を支払い、再収受証明書に記載された旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。

ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときには、これを請求することができない。

（団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱い）

第 119 条 旅客が団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第 117 条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券又は貸切乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券についてすでにその旅客運賃の払いもどしをしている場合を除く。